

館山市元気な広場指定管理者選定基準

《別紙》

評価基準 評価項目と配点は次のとおりとする。

評価項目	評価基準	配点
1 申請団体に関する項目 (配点 20 点)		
基本姿勢、管理体制	施設の管理運営に対する意欲や理念、自主事業への積極性、それらを達成するための管理体制は適切であるか。全職員が理念等を理解し、高い質を兼ね備え、その向上が期待できるか	5 点
業務実績	子育て支援関連業務の経験・実績から、本件業務を運営できる能力を有しているか	10 点
財務状況	団体等の財務状況は健全であるか	5 点
2 事業計画及び提案書に関する項目 (配点 80 点)		
(1) 地域子育て支援拠点事業 (配点 45 点)		
子育て親子の交流の場の提供と交流促進	親子の遊び場及び親同士の自由な交流の場として、必要に応じ声かけ・助言・指導を行い、公平で安全な利用の確保を期待できるか	10 点
子育て等に関する相談、援助の実施	来館、電話などで相談指導、元気な広場内での随時相談の回答などを行い、専門的な対応が必要な場合は館山市と連携して適切な処置を講じられるか	10 点
地域の子育て関連情報の提供	地域の子育てに関する情報を収集・把握し、子育て家庭に対し様々な子育てサービスに関する適切な情報を提供できるか	5 点
子育て及び子育て支援に関する講習等の実施	子どもの健やかな育成や子育て家庭を支援するため、市が企画し実施する様々な教室、講座、講演会、催しものなどを定期的(月 1 回以上)に開催できるよう市関係各課と協力は期待できるか	10 点
地域支援の取組	子育てサークル・子育てボランティアの活動状況の把握に努め、管理施設の趣旨に反しない範囲で、効果的な活動ができるよう協力、連携しながら世代間の交流を行う提案は優れているか 高齢者や地域学生等地域の多様な世代間との連携が継続的に実施し、地域の実状に応じ、地域に開かれた運営ができるよう提案されているか	5 点
出張ひろばの実施	地域の実状や利用者のニーズを反映し、公共施設等を活用した出張ひろば実施に関する提案が優れているか	5 点

(2) ファミリー・サポート・センター事業 (配点 20 点)			
会員組織の運営	会員の募集、登録、会員証の発行について、スムーズな運営に関する提案はあるか		5 点
会員相互援助活動の調整	相互援助の事前打ち合わせの立会いの際に、相互援助活動の内容について十分協議しているか。また、活動会員間のトラブルの対処法は適切か。賠償責任等に対する対処法は適切か		5 点
会員の研修及び指導	提供会員に対し、相互援助活動に必要な知意識を付加する基礎研修及びフォローアップ研修の開催について、内容や時期は適切か		5 点
会員間の交流	育児の援助を必要とする会員と育児の援助を行う会員との交流会の開催を行うなど、事業の利用を促進する取組があるか		5 点
(3) 施設の管理基準及び管理体制 (配点 15 点)			
安全確保	管理責任者、防火責任者の配置があるか 非常災害時、事故等緊急事態発生時に備えた取り組みは適切か		5 点
衛生管理への配慮	常に清潔な状態の保持に努め、定期的に清掃等を実施することとなっているか		5 点
利用者への配慮	利用者からの意見、苦情を受け付け、利用者が快適に利用できるよう運営・管理の実施を行うとともに、利用者の個人情報保護についての体制は適切か		5 点
3 経理管理業務に関する項目 (配点 10 点)			
収支計画の妥当性	事業計画に照らし合わせて実現可能なものであるか (自主事業を含めた収入予測、管理運営の効率化・経費縮減策など)		5 点
施設の効率的管理	施設の効率的管理、効率化の取組みへの提案は優れているか (空調設備、床暖房設備、太陽光発電施設等)		5 点
小計(上記面談審査分)			110 点
価格評価 (指定管理料)			50 点
合 計			160 点

① 評価方法は「絶対評価」とし、採点基準は以下のとおり。

判断基準	乗 率	10 点満点	5 点満点
創意・工夫があり、特に優れた内容である	× 1.0	10 点	5 点
優れた内容である	× 0.8	8 点	4 点
平均的な内容である	× 0.6	6 点	3 点
仕様は満たしているが、内容が乏しい	× 0.4	4 点	2 点
提案が出来ていない	× 0.0	0 点	0 点

*面談評価点数の点数（配点110点）について、選定委員全員の平均点が66点
（平均的な内容）未満の団体は失格とする

②価格評価 指定管理料（相対評価）

最も提案金額が低い団体（①）：50点

他の団体：（①の金額/当該団体の金額）小数点以下第2位四捨五入 × 50点

③総合得点

「選定委員7名の平均点（小数点以下第2位四捨五入）＋指定管理料価格評価点」の
得点上位の提案者から順位付けを行い、第1位の者を指定管理者の候補者とする。
ただし、面談評価項目の点数（配点110点）について、選定委員全員の平均点が
点66点以上の場合に限る。

④ その他

- ・ 参加団体が1団体であっても指定管理者の候補者を選定する。
- ・ 選定結果について異議申し立ては認めない。